

議案第 9 4 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成 1 9 年杉並区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改め、同項ただし書中「1 0 0 分の 1 0 7. 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 7 0」を「1 0 0 分の 7 2. 5」に、「1 0 0 分の 1 0 7. 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 6 1. 2 5」を「1 0 0 分の 6 3. 7 5」に改める。

第 3 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 3 7. 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 5 7. 5」を「1 0 0 分の 6 0」に、「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 3 7. 5」に、「1 0 0 分の 6 6. 2 5」を「1 0 0 分の 6 8. 7 5」に改める。

第 3 3 条第 2 項中「7, 9 5 0 円」を「1 万 9 5 0 円」に、「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

1 0 次の表の左欄に掲げる期間における別表第 2 の備考の規定の適用については、同備考中「2 万 4, 8 0 0 円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	4, 1 0 0 円
----------------------------------	------------

令和9年1月1日から同年12月31日まで	8, 300円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	1万2, 400円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	1万6, 500円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	2万700円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	379,500
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	415,300
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	449,000
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	450,700
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	452,400
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	454,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	265,600	314,900	371,700	397,800	455,700
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	457,400
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	459,100
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	460,800
	49	269,100	320,300	377,700	404,000	462,400
	50	270,000	321,700	379,200	405,500	464,000
	51	270,900	323,000	380,700	407,000	465,600
	52	271,700	324,300	382,200	408,500	467,100
	53	272,500	325,600	383,600	410,000	468,600
	54	273,400	327,000	385,000	411,400	470,000
	55	274,200	328,300	386,500	412,800	471,400
	56	275,000	329,600	387,900	414,200	472,800
	57	275,800	330,900	389,300	415,600	474,200
	58	276,600	332,300	390,600	416,900	475,500
	59	277,400	333,600	391,900	418,200	476,800
	60	278,200	334,900	393,200	419,500	478,100
	61	279,000	336,200	394,400	420,700	479,400
	62	279,800	337,500	395,500	421,900	480,600
	63	280,600	338,800	396,500	423,200	481,700
	64	281,400	340,000	397,500	424,400	482,700
	65	282,100	341,200	398,400	425,600	483,700
	66	282,900	342,400	399,300	426,800	484,600
	67	283,700	343,600	400,100	428,000	485,500
	68	284,400	344,800	400,900	429,200	486,300
	69	285,100	345,900	401,600	430,300	487,100
	70	285,900	347,000	402,400	431,400	488,000
	71	286,600	348,100	403,100	432,500	488,800
	72	287,300	349,100	403,800	433,600	489,500
	73	288,000	350,100	404,400	434,700	490,200
	74	288,800	351,100	405,000	435,700	490,800
	75	289,500	352,100	405,500	436,700	491,400
	76	290,200	353,100	406,000	437,700	491,900
	77	290,900	354,000	406,400	438,600	492,400
	78	291,600	354,900	406,900	439,500	492,900
	79	292,300	355,800	407,300	440,400	493,400
	80	293,000	356,700	407,700	441,300	493,900
	81	293,700	357,500	408,100	442,100	494,400
	82	294,400	358,300	408,600	442,900	494,900
	83	295,100	359,000	409,000	443,700	495,400
	84	295,800	359,700	409,400	444,400	495,900
	85	296,400	360,400	409,700	445,000	496,400
	86	297,100	361,100	410,100	445,500	496,900
	87	297,800	361,700	410,500	445,900	497,400
	88	298,400	362,200	410,900	446,300	497,900
	89	299,000	362,700	411,300	446,700	498,400
	90	299,700	363,200	411,700	447,200	498,900
	91	300,300	363,800	412,100	447,600	499,400
	92	300,900	364,300	412,500	448,000	499,900

	93	301,500	364,800	412,900	448,300	500,400
	94	302,100	365,300	413,300	448,700	500,900
	95	302,700	365,800	413,700	449,100	501,400
	96	303,300	366,300	414,100	449,500	501,900
	97	303,900	366,800	414,500	449,900	502,400
	98	304,600	367,300	414,900	450,300	502,900
	99	305,200	367,800	415,300	450,700	503,400
	100	305,700	368,200	415,700	451,100	503,900
	101	306,200	368,600	416,100	451,500	504,400
	102	306,900	369,100	416,500	451,900	
	103	307,500	369,500	416,900	452,300	
	104	308,000	369,900	417,300	452,700	
	105	308,500	370,300	417,700	453,100	
	106	309,000	370,700	418,100	453,500	
	107	309,600	371,100	418,500	453,900	
	108	310,100	371,500	418,900	454,300	
	109	310,600	371,800	419,200	454,700	
	110	311,100	372,200	419,600	455,100	
	111	311,600	372,500	419,900	455,500	
	112	312,100	372,800	420,300	455,900	
	113	312,600	373,100	420,700	456,300	
	114	313,100	373,500	421,100	456,700	
	115	313,600	373,800	421,500	457,100	
	116	314,000	374,100	421,900	457,500	
	117	314,400	374,400	422,200	457,900	
	118	314,900	374,800	422,600	458,300	
	119	315,300	375,100	422,900	458,700	
	120	315,700	375,400	423,300	459,100	
	121	316,100	375,700	423,700	459,500	
	122	316,500	376,100	424,100	459,900	
	123	316,900	376,400	424,400	460,300	
	124	317,300	376,700	424,800	460,700	
	125	317,600	377,000	425,200	461,100	
	126	318,000	377,400	425,600	461,500	
	127	318,300	377,700	426,000	461,900	
	128	318,600	378,000	426,400	462,300	
	129	318,900	378,300	426,700	462,700	
	130	319,300	378,700	427,100	463,100	
	131	319,600	379,000	427,500	463,500	
	132	319,900	379,300	427,900	463,900	
	133	320,200	379,600	428,200	464,300	
	134	320,500	380,000	428,600		
	135	320,900	380,300	429,000		
	136	321,200	380,600	429,400		
	137	321,500	380,900	429,700		
	138	321,900	381,300	430,100		
	139	322,200	381,600	430,500		
	140	322,500	381,900	430,800		

	141	322, 800	382, 200	431, 100		
	142	323, 200	382, 500	431, 500		
	143	323, 500	382, 800	431, 900		
	144	323, 800	383, 100	432, 200		
	145	324, 100	383, 400	432, 500		
	146	324, 500	383, 700	432, 900		
	147	324, 800	384, 000	433, 300		
	148	325, 100	384, 300	433, 600		
	149	325, 400	384, 600	433, 900		
	150	325, 800	384, 900			
	151	326, 100	385, 200			
	152	326, 400	385, 500			
	153	326, 700	385, 800			
	154	327, 000	386, 100			
	155	327, 300	386, 400			
	156	327, 600	386, 700			
	157	327, 900	387, 000			
	158	328, 200	387, 300			
	159	328, 500	387, 600			
	160	328, 800	387, 900			
	161	329, 100	388, 200			
	162	329, 400	388, 500			
	163	329, 700	388, 800			
	164	330, 000	389, 100			
	165	330, 300	389, 400			
	166	330, 600	389, 700			
	167	330, 900	390, 000			
	168	331, 200	390, 300			
	169	331, 500	390, 600			
	170		390, 900			
	171		391, 200			
	172		391, 500			
	173		391, 800			
	174		392, 100			
	175		392, 400			
	176		392, 700			
	177		393, 000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 231, 800	円 272, 300	円 291, 700	円 310, 700	円 342, 900

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、この表の額に2万4,800円を加算した額とする。

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第32条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第3条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

- 1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第1条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例第33条第2項の改正規定、附則に1項を加える改正規定及び別表第2に備考を加える改正規定に限る。）及び第3条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例別表第2の改正規定（同表に備考を加える改正規定を除く。）に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年4月1日
 - (2) 第1条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年12月1日
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校教育職員（以下「職員」という。）及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員の改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づい

て支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（期末手当） 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第32条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額	（期末手当） 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第32条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 ~ 7 略

(義務教育等教員特別手当)

第33条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額、
1万950円を超えない範囲内で、職
務の級及び号給（定年前再任用短時間
勤務職員にあっては、職務の級）の別
に応じ、校務類型（人事委員会の承認
を得て教育委員会規則で定める校務の
種類をいう。）に係る業務の困難性そ
の他の事情を考慮して、人事委員会の
承認を得て、教育委員会規則で定め
る。

3 略

附 則

1 ~ 9 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4~7 略

(義務教育等教員特別手当)

第33条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、
7, 950円を超えない範囲内で、職
務の級及び号給（定年前再任用短時間
勤務職員にあっては、職務の級）の別
に応じて

____、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略

附 則

1 ~ 9 略

10 次の表の左欄に掲げる期間における別表第2の備考の規定の適用については、同備考中「2万4,800円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の108.75</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当)	(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の118.75（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の136.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7 略

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

第3条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（教職調整額の支給等）	（教職調整額の支給等）
第3条 職員のうちその属する職務の級が4級以下である者には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 職員のうちその属する職務の級が4級以下である者には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 前項に規定する者のうち、特別区人	2 前項に規定する者のうち、特別区人

事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額の下10分の10に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。

3 及び 4 略

附 則

1 及び 2 略

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額の下10分の4に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。

3 及び 4 略

附 則

1 及び 2 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																		
給 料 表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（13,580 円、3.24％）を解消するため、給料月額を引き上げる。																																																		
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数																																																		
	<table><tr><td></td><td colspan="3">現 行</td><td colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</td><td colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</td></tr><tr><td>区 分</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.25</td><td>1.175</td><td>2.425</td><td>1.25</td><td>1.175</td><td>2.425</td><td><u>1.2625</u></td><td><u>1.1875</u></td><td><u>2.45</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.25</td><td>1.175</td><td>2.425</td><td><u>1.275</u></td><td><u>1.20</u></td><td><u>2.475</u></td><td><u>1.2625</u></td><td><u>1.1875</u></td><td><u>2.45</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.50</td><td>2.35</td><td>4.85</td><td><u>2.525</u></td><td><u>2.375</u></td><td><u>4.90</u></td><td>2.525</td><td>2.375</td><td>4.90</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	<u>1.2625</u>	<u>1.1875</u>	<u>2.45</u>	12 月期	1.25	1.175	2.425	<u>1.275</u>	<u>1.20</u>	<u>2.475</u>	<u>1.2625</u>	<u>1.1875</u>	<u>2.45</u>	合 計	2.50	2.35	4.85	<u>2.525</u>	<u>2.375</u>	<u>4.90</u>	2.525	2.375	4.90
		現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																											
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																									
	6 月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	<u>1.2625</u>	<u>1.1875</u>	<u>2.45</u>																																									
	12 月期	1.25	1.175	2.425	<u>1.275</u>	<u>1.20</u>	<u>2.475</u>	<u>1.2625</u>	<u>1.1875</u>	<u>2.45</u>																																									
	合 計	2.50	2.35	4.85	<u>2.525</u>	<u>2.375</u>	<u>4.90</u>	2.525	2.375	4.90																																									
	管理職員の支給月数																																																		
	<table><tr><td></td><td colspan="3">現 行</td><td colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</td><td colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</td></tr><tr><td>区 分</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.075</td><td>1.35</td><td>2.425</td><td>1.075</td><td>1.35</td><td>2.425</td><td><u>1.0875</u></td><td><u>1.3625</u></td><td><u>2.45</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.075</td><td>1.35</td><td>2.425</td><td><u>1.10</u></td><td><u>1.375</u></td><td><u>2.475</u></td><td><u>1.0875</u></td><td><u>1.3625</u></td><td><u>2.45</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.15</td><td>2.70</td><td>4.85</td><td><u>2.175</u></td><td><u>2.725</u></td><td><u>4.90</u></td><td>2.175</td><td>2.725</td><td>4.90</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	<u>1.0875</u>	<u>1.3625</u>	<u>2.45</u>	12 月期	1.075	1.35	2.425	<u>1.10</u>	<u>1.375</u>	<u>2.475</u>	<u>1.0875</u>	<u>1.3625</u>	<u>2.45</u>	合 計	2.15	2.70	4.85	<u>2.175</u>	<u>2.725</u>	<u>4.90</u>	2.175	2.725	4.90
		現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																											
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																										
6 月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	<u>1.0875</u>	<u>1.3625</u>	<u>2.45</u>																																										
12 月期	1.075	1.35	2.425	<u>1.10</u>	<u>1.375</u>	<u>2.475</u>	<u>1.0875</u>	<u>1.3625</u>	<u>2.45</u>																																										
合 計	2.15	2.70	4.85	<u>2.175</u>	<u>2.725</u>	<u>4.90</u>	2.175	2.725	4.90																																										
定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数																																																			
<table><tr><td></td><td colspan="3">現 行</td><td colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</td><td colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</td></tr><tr><td>区 分</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>0.70</td><td>0.575</td><td>1.275</td><td>0.70</td><td>0.575</td><td>1.275</td><td><u>0.7125</u></td><td><u>0.5875</u></td><td><u>1.30</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>0.70</td><td>0.575</td><td>1.275</td><td><u>0.725</u></td><td><u>0.60</u></td><td><u>1.325</u></td><td><u>0.7125</u></td><td><u>0.5875</u></td><td><u>1.30</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.40</td><td>1.15</td><td>2.55</td><td><u>1.425</u></td><td><u>1.175</u></td><td><u>2.60</u></td><td>1.425</td><td>1.175</td><td>2.60</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	<u>0.7125</u>	<u>0.5875</u>	<u>1.30</u>	12 月期	0.70	0.575	1.275	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.7125</u>	<u>0.5875</u>	<u>1.30</u>	合 計	1.40	1.15	2.55	<u>1.425</u>	<u>1.175</u>	<u>2.60</u>	1.425	1.175	2.60	
	現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																												
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																										
6 月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	<u>0.7125</u>	<u>0.5875</u>	<u>1.30</u>																																										
12 月期	0.70	0.575	1.275	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.7125</u>	<u>0.5875</u>	<u>1.30</u>																																										
合 計	1.40	1.15	2.55	<u>1.425</u>	<u>1.175</u>	<u>2.60</u>	1.425	1.175	2.60																																										
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数																																																			
<table><tr><td></td><td colspan="3">現 行</td><td colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</td><td colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</td></tr><tr><td>区 分</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>0.6125</td><td>0.6625</td><td>1.275</td><td>0.6125</td><td>0.6625</td><td>1.275</td><td><u>0.625</u></td><td><u>0.675</u></td><td><u>1.30</u></td></tr><tr><td>12 月期</td><td>0.6125</td><td>0.6625</td><td>1.275</td><td><u>0.6375</u></td><td><u>0.6875</u></td><td><u>1.325</u></td><td><u>0.625</u></td><td><u>0.675</u></td><td><u>1.30</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.225</td><td>1.325</td><td>2.55</td><td><u>1.25</u></td><td><u>1.35</u></td><td><u>2.60</u></td><td>1.25</td><td>1.35</td><td>2.60</td></tr></table>		現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	<u>0.625</u>	<u>0.675</u>	<u>1.30</u>	12 月期	0.6125	0.6625	1.275	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.625</u>	<u>0.675</u>	<u>1.30</u>	合 計	1.225	1.325	2.55	<u>1.25</u>	<u>1.35</u>	<u>2.60</u>	1.25	1.35	2.60	
	現 行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																												
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																										
6 月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	<u>0.625</u>	<u>0.675</u>	<u>1.30</u>																																										
12 月期	0.6125	0.6625	1.275	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.625</u>	<u>0.675</u>	<u>1.30</u>																																										
合 計	1.225	1.325	2.55	<u>1.25</u>	<u>1.35</u>	<u>2.60</u>	1.25	1.35	2.60																																										
施行期日等	1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和7年12月11日から施行し、改正後の給料表に係る規定は同年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和8年4月1日から施行する。 3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。																																																		